ふるさと納税

ふるさと納税とは、「納税」となっていますが、実際には、都道府県、市区町村への寄附です。都道府県、市区町村などの自治体に寄附をした場合に、寄附金の一部が所得税及び住民税から控除されます。ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとを離れて暮らす方が、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度として創生されたものですが、生まれも育ちも縁のない自治体にも応援できる制度になっています。

ふるさと納税の控除額

寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限までは、所得税と住民税から原則として全額が控除されます。税額は、以下のように控除されることになります。

所得税 (ふるさと納税額 - 2,000 円)を所得控除

住民税(基本分) (ふるさと納税額 - 2,000 円) X10%を税額控除

住民税(特例分) (ふるさと納税額 - 2,000 円)×(100% - 10% - 所得税率) 住民税所得割額の2割が上限

<30,000 円のふるさと納税をした場合のイメージ(所得税率 20%を仮定)>

(30,000 - 2,000) X 20% = 5,600 円

(30,000 - 2,000) X 10% = 2,800 円

(30,000 - 2,000) X (100% - 10% - 20%) = 19,600 円

5,600 円 + 2,800 円 + 19,600 円 = 28,000 円となり、実質負担は 2,000 円になります。

ワンストップ特例制度

ふるさと納税は、確定申告が必要な制度でしたが、2015年4月以降、確定申告の必要のないワンストップ特例制度が導入されました。この制度では、1)確定申告をする必要のない給与所得者等であること、2)2015年1月~3月に寄附をしていないこと、3)1年間の寄附先が5自治体以下であること、という条件を満たした場合には、確定申告が不要になっています。なお、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を寄附した自治体に提出する必要があります。この制度を利用した場合、控除される税金の全額は、翌年度の住民税から控除されます。

ふるさと納税の確定申告

ワンストップ特例制度の対象でない方、ワンストップ特例を申請しなかった方は、控除を受けるために確定申告を行う必要があります。

確定申告を行った場合、の所得税部分は、ふるさと納税を行った年分の所得税の減額又は還付を受けることになります。住民税部分は翌年度の住民税から控除されることになります。

控除限度額

住民税所得割額の2割が上限となっています。昨年までの1割から2割に拡充されています。住民税は、均等割と所得割で構成されており、その所得割の2割が、控除を受けることのできる上限となります。所得割額は、市区町村からの納税通知書で知ることができます。ちなみに、配偶者に所得のない夫婦と子2人(大学生と高校生)で、給与収入が 700 万円の場合の控除限度額の年間上限額は、75,000 円です。

ふるさと納税の効果

ふるさと納税を受けた自治体は、税収が増えたのではなく、寄附を集めたことになり、地方交付税に影響しません。返礼品の還元率の高い自治体に納税が集中する原因になっています。

他方、住民が他の自治体にふるさと納税をおこなった自治体は、税収を失い、減収の一部は地方交付税で補てんされることになります。